

令和6年第10回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和6年第10回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年10月17日(木) 午後1時00分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君
委 員 飯 田 ひとみ 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 久 下 和 宏 君
子ども未来創造局長 藪 本 正 博 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 今 中 美 穂 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 浅 井 文 彦 君
子ども未来創造局
小中一貫教育推進監兼副部長 柴 田 大 君
子ども未来創造局
学 校 教 育 監 高 取 貞 光 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 濱 口 悟 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 山 田 睦 美 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 村 田 麻 子 君
教 育 政 策 室 長 渡 邊 弘 君
児童生徒指導室長 赤 城 龍 一 君
子育て支援室長 山 根 貴 之 君

保育幼稚園利用室長
文化国際室長

森川祥充君
小木曾充浩君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

中村友美君
山田麻衣君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 学校防災指針改定の件
- 日程第 4 箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市子ども・子育て会議への諮問の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 12 生徒指導の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、令和 6 年第 10 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず 1 点目の教育委員会委員関係ですが、10 月 9 日に箕面市いじめ等調整委員との懇談会が開催されました。この箕面市いじめ等調整委員会とは、教育委員会の附属機関として置かれたもので、メンバーは法律や福祉、教育等に関して専門的な知見を持たれているかたです。所掌事務としては、いじめや体罰について、教育委員会からいろいろ相談をさせていただいて、助言をいただいているというところです。当日、私は参加できませんでしたが、参加した事務局職員から、「有意義な懇談になった。」と聞いております。2 点目の教育長関係ですが、「第 19 回小中一貫教育全国サミット in びんご府中」に参加してまいりました。府中市はさまざまな施設形態の小中一貫教育を進められていますが、1 日目は、4 小 1 中という形で小中一貫教育をされてる府中市立府南学園へ視察にいきました。一番心がけているのは、学園としての教育スタンスを統一することを強く意識することとおっしゃっていました。具体的な例としては、中学校

の体育の教員が、4小学校の体育の授業を小学校の先生とともに実施しているということでした。翌日の基調講演で特に大事だと思ったこととしては、「小中一貫教育を目的にしない。」、「小中一貫教育を児童生徒への取り組みのための手段、ツールであることとして捉える。」、「小学校と中学校それぞれの取り組みのよさを9年間の学びに広げていく。9年間の義務教育終了時の姿を設定して、そこから各学年の目標をどのように設定するのか、今日の学びは明日の学びにどのようにつながるのか、今日の学びは昨日の学びとどのようにつながっているのかということ意識した学びの連続性、系統性が大切である。」というようなお話です。次に、10月4日の大阪府都市教育長協議会10月定例会ですが、大阪府教育庁からお話がありまして、大阪府学校教育審議会答申によりまして、「入学者選抜改革については当初令和9年度からの実施、つまり令和7年度に中学校に入学した子どもたちから適応する」とされていましたが、今の状況ではなかなか計画がまとめ上げにくいということでもう少し時間がかかる想定です。そのため、入学者選抜改革については令和10年度以降に変更ということで、府議会代表質問で大阪府の水野教育長が答弁されたという報告がありました。行事報告ですが、10月12日に箕面小学校創立150周年記念式典があり、私も出席させていただきました。多くの来賓のかたがお越しになっておりまして、箕面小学校が多くのかたの力で支えられていると実感したところでした。同日に、保育所、幼稚園、認定こども園の運動会がありましたので、途中からでしたが、かやのこども園の運動会に参加しました。生涯学習関係では、10月14日に箕面スポーツカーニバルふれあいフェスティバルがありました。毎年恒例ですが、非常ににぎやかでよい開催だったと思います。1点、大阪府が万博を盛り上げるために「大阪いのち輝くスポーツプロジェクト」を開催していますが、今回、「場所を貸してほしい」ということでスケートボードパークで初心者向けの体験会を実施しました。対象は5歳以上の子どもでしたので、「スケートボードを体験しても大丈夫かな」と思って見ていましたが、みんな楽しくやっていてよい開催だったと思っています。以上、教育長報告といたします。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第12、報告第72号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に

基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： まず、日程第3、議案第88号「学校防災指針改定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、風水害時における休校の基準となる警報等が発令されていない場合の臨時的な対応を変更するため、箕面市学校防災指針の一部改定を提案するものです。風水害時における休校等の「基準となる警報等」が発令されていない場合の臨時的対応について、現行規定中「学校付近に浸水害、土砂災害が発生し、又はその発生が現に切迫する場合」を「豪雨等により登下校に危険が伴うことが予測されると校長が判断する場合」に改めるとともに、この場合、学校は、教育委員会への報告及び中学校区内の学校への情報共有を行う旨等を加えるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 方針変更の議論をするきっかけを補足で説明いただけますか。

○子ども未来創造局教育政策室長： 議論のきっかけとしては、今年5月28日に、大雨警報（土砂災害）が発令されたことです。そのときに学校ごとに休校の判断がありました。その際に、校長から「大雨による事故等への備えも必要である」と指摘がありました。また、校長の判断するタイミングが、現行の規定では「学校付近に浸水害、土砂災害が発生し、又はその発生が現に切迫する場合」とありますが、「切迫している場合では遅過ぎるのではないか」というような課題を指摘されました。このことを踏まえ、例外的に校長が判断する場合をわかりやすく取り扱いやすいものにするために、各校長のヒアリング等をとおして、このような旨の規定に改めるものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第88号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第89号「箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、国の「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、関係規

定を整備するため、箕面市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正を提案するものです。改正の主な内容につきましては、自立支援教育訓練給付金の所得要件の撤廃を行うとともに、当該給付金の申請を行うものに対し、児童扶養手当証書等の所得の状況等を証明する書類を求めないこととすることや雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、教育訓練修了後1年以内に資格を取得し、かつ、教育訓練修了後1年以内に就職したときは、受講料の8割5分（最大240万円）を支給することとするものです。なお、附則におきまして、この要綱は訓令の日から施行し、改正後の当要綱の規定は、令和6年8月30日から適用するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）： こちらは国の制度であるという理解でよいでしょうか。

○子ども未来創造局子育て支援室長： そのとおりでございます。

○委員（高橋太郎君）： こちらの制度について、過去の利用状況などわかる範囲で教えてください。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 自立支援教育訓練給付金の給付状況について過去3年間で申しますと、受給者数は、令和3年度は2名、令和4年度が2名、令和5年度が5名です。

○委員（高橋太郎君）： 例えばどのような訓練を受けられているのでしょうか。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 内訳としましては、看護師、簿記検定、介護福祉士などの講座です。

○委員（高橋太郎君）： こちらの訓練については、通信教育でも対応していただけののでしょうか。

○子ども未来創造局子育て支援室長： こちらは通信教育でも対応できます。

○委員（高橋太郎君）： 今後、こちらの制度を利用されるかたが増えていくように、引き続きよろしくお祈いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第89号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第90号「箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援室長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援室長： 本件は、国の「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、関係規

定を整備するため、箕面市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正を提案するものです。改正の内容につきましては、支給対象者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とすること、また、当該見直しに伴い、申請時の添付書類について条文を改正するものです。なお、添付書類については、公簿等によって確認できる場合は、省略することが可能となります。なお、附則におきまして、この要綱は訓令の日から施行し、改正後の当要綱の規定は、令和6年8月30日から適用するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（飯田ひとみ君）：こちらの実績をわかる範囲で教えていただきたいです。また、箕面市は保育士の確保などもいろいろと問題があるとお伺いしています。そのような足がかりの一つになるのか教えていただきたいです。
- 子ども未来創造局子育て支援室長：こちらの受給状況について、過去3年間で申しますと、受給者数は、令和3年度が4名、令和4年度が7名、令和5年度が9名となっております。次に保育士の確保の足がかりになるのかということですが、この制度を利用することによって、生活費として支給されることとなりますので、足がかりになると考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（高橋太郎君）：こちらの制度を使われることで、おそらく新たな資格を取得されて生活が変わられたかたがたが、今おっしゃられた利用者の人数はいらっしゃると思います。今後発信していくにあたり、「生活がこのように変わりました」、「この制度を使うことでこのように改善されました」というような打ち出しかたも検討していただき、ぜひ多くのかたが利用していただくことで、ひとり親家庭の支援につなげられたらよいと思っておりますので、ご検討をよろしくお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第90号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、議案第91号「箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、対象となる児童に関する記載を改めるため、箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金交付要綱の改

正をご提案するものです。具体的な改正内容ですが、現在の要綱では、企業主導型保育施設に含まれない事業所内保育施設及び院内保育施設が対象外であることが規定されていなかったため、それらの施設を記載するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：これは認可外保育施設の話ですが、多子世帯保育料補助金については、認可外保育施設と認可保育施設は同じということによろしいですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本市の保育料の多子世帯の減免の仕組みですが、認可保育施設に通う子どもに関しては3歳から5歳が無料です。0歳から2歳については、第一子は減免対象ではなく、第二子が半額、第三子が全額無償ということになっています。これは認可保育所に通う子どもの減免の支援です。これに対して認可外保育施設に通う子どもに関しては、第二子以降は上限額を定めています。企業主導型の保育施設に通う子どもの第二子につきましては1万8550円を上限として半額、第三子以降は3万7100円を上限として全額無償としています。これが企業主導型の保育施設に通う子どもに関してです。認可外保育施設に通う子どもに関しましては、第二子が2万1000円を上限として半額、第三子が4万2000円を上限として無償ということになっております。
- 委員（稲田滋君）：第二子は半額、第三子はほぼ0円ということによいですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：上限の範囲内ですが、そのとおりです。
- 委員（稲田滋君）：子どもの数の数え方が問題です。子どもの数の数え方について、例えば上の子どもが小学校へ行った場合はどのようになりますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：数え方ですが、就学前の子どものうち1番上の年の子どもを第一子とカウントして、そこから第二子、第三子とカウントします。そのため、小学校に上がった子どもは基本的には数えません。
- 委員（稲田滋君）：小学校以上になったら数に入れないということですね。小学生になったらお金がかからないようになるわけではないですよ。ますますお金がかかってきます。小学校に上がった数に入れないというのは本当にそれでよいのかと思います。例えば先進市などはどのような形でされているのかご存じでしたら教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：第二子以降無償は最近よく言われていますが、近隣で申しますと吹田市、豊中市です。また、東京都も最近第二子以降を無償にしようという話が出ております。
- 委員（稲田滋君）：そのときの数え方はどのような数え方になりますか。就学前だけを数えるのでしょうか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　豊中市の数え方ですが、小学生以上も第一子としてカウントしまして、第二子以降を免除するというような数え方です。

○委員（稲田滋君）　：　箕面市は新しい市長になり、「子育て世界一」と標榜されています。そのようななかで、箕面市の合計特殊出生率は非常に低い状況になっています。それを改善していくためには何をすればよいのか、何をしなければいけないのかという話だと思えます。これを変えたら合計特殊出生率がすぐ上がるという話ではなく、いろいろな制度を変えていかなければならないと思えますが、やはりすぐ近くの市が小学校へ上がった子どもも数に入れているという状況の中で、箕面市が未だに多子世帯については就学前しか考えていないという状況はこれから子どもを産み育てようというお母さん、お父さんにとって非常にデメリットですね。「それなら豊中市に引っ越そう」みたいな話にならないこともないだろうと思えます。これは予算を伴うものなので、市長にもお願いして取り組む必要のある事業だと思えますが、やはり就学前だけで数えるのではなく、小学校以降、例えば18歳までは数えるとか大学卒業ぐらいまでは数えるなど、子育て世帯にとって優しい制度にしていただきますように、ご検討よろしくお願ひします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第91号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第7、議案第92号「箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長　：　本件は、保護者の負担軽減及び事務の簡素化を目的とした運用の見直しを図るため、箕面市森町保育送迎ステーション事業実施要綱の改正をご提案するものです。具体的な改正内容ですが、森町保育送迎ステーションの利用申請の際に別途記載していただいていた申請書を廃止して入所希望先に記載する運用に変更となるほか、市の選考結果に関する通知についても従来のもので兼ねる運用に変更することにより、利用者と市、双方の負担軽減を図るものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、議案第92号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第93号「箕面市教育委員会後援名義の使用に関する要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長：本件は、後援名義の使用について、承認基準を定めることにより、後援名義の適正な使用を図るとともに、使用許可の根拠を明確にすることを目的とするため提案するものです。これまでは、団体要件、事業要件、承認の取消し等について、内部管理用マニュアルのみで運用していたため、本要綱制定により、対外的にその適正利用と使用許可の根拠を明確にすることを目的としております。本件の要綱は、11月1日施行とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第93号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第94号「箕面市子ども・子育て会議への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として定める「第四次箕面市子どもプラン」の計画期間が、令和6年度末をもって終了することに伴い、後継計画の内容について意見を求めるため、箕面市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規定に基づき、同計画の内容について、箕面市子ども・子育て会議に諮問するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第94号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第10、報告第70号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じました

ため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：9月19日付けに3人と10月7日付けに4人が併任辞令されていますが、理由があるようでしたら教えてください。
- 子ども未来創造局担当部長：9月19日付けの併任の異動について、経過のご報告をさせていただきます。子どもすこやか室総合保健福祉センター分室が所管しております障害児通所給付費の中の放課後デイサービスにつきまして、放課後デイサービスの事業所指定と監査を所管している大阪府が監査をした際に、事業所の不正受給が発覚しました。この不正受給につきましては、専門職は配置されていないにもかかわらず、専門職の配置に係る給付費を不正に受けていたというものです。額にして概ね1000万円になります。この不正受給につきましては、本来、児童福祉法において、障害児通所給付費等国庫負担金制度のなかで当然支払われるべきものではないというなかで、「市町村が不正受給を行った事業所に返還させること」ということが位置づけられており、この全額が市の債権という位置づけになります。その債権についても、法の中で、市税や国民健康保険料と同等の差し押さえ処分の対象になる強制債権という位置づけがなされており、このような法のもとに適切に返還をさせることが位置づけられております。このように急に市が債権を負うことになりましたが、総合保健福祉センター分室、あいあい園の部署につきましては、このような債権回収業務についてのノウハウの不足等により、体制上、対応が非常に難しいため、庁内で調整を行い、このたび債権管理を専門的に行うセクションである総務部の債権管理機構の機構長をはじめ、職員2名について、子どもすこやか室に併任していただくことで、助言やノウハウなどいろいろなことを教えてもらいながら、債権回収に当たっているということでの発令となっております。
- 委員（稲田滋君）：大変なことになっていますね。そもそもあいあい園が放課後デイサービスの事業所を指定するのでしょうか。大阪府が指定するのでしょうか。
- 子ども未来創造局担当部長：大阪府が指定します。
- 委員（稲田滋君）：あいあい園はどのような関わりをするのでしょうか。
- 子ども未来創造局担当部長：保護者への支給決定、事業所への実際の給付をしております。
- 委員（稲田滋君）：指定と監査は大阪府で、問題があったときだけ箕面市がお金を回収するという話ですね。おかしいですね。ぜひとも教育長や市長に訴えて、「おかしいのでなんとかしてください。」というふうに言っていないかといけないのではないかと思います。あいあい園は、障害のある市民のかたか

ら申請があった場合、その申請を認めて、「ここの放課後デイサービスへ行ってください。」と言うわけですね。個人にかかった費用を放課後デイサービスに支払うことがあいあい園の役割ですね。そのため、なかなか不正が見抜けられないという状況があるわけですね。見抜くことができるのは、監査や事業所指定をする大阪府ということですね。最初に事業所を指定するときにしっかりチェックし、監査をするときもしっかりチェックする必要があるという話ですね。やはり負担だけが市町村にきているおかしな構造になっていますので、これはぜひとも府や国に要望するなどして何とかしていただくようよろしくお願いいたします。

○委員（稲田滋君）： 10月7日の異動の4名については、定例的なものでしょうか。

○子ども未来創造局教育政策室長： そのとおりです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第70号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第71号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る令和6年9月26日に開催されました令和6年第9回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第71号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員（稲田滋君）： 大阪万博の開催まで半年を切ったということで新聞報道もありましたが、箕面市の小学生、中学生については、今現状どのような形になっているのか教えてください。

○子ども未来創造局長： 各校で参加希望についてとっておりまして、大阪府に

は全校、「参加したい」ということで報告されております。併せて移動手段についての照会もあり、バス等について府と連携をとっていました。先日回答があり、概ね希望には沿っている状況ですが、一部日程が合わない部分もあり、再調整が行われている段階でございます。

○委員（稲田滋君）： 学校からいろいろ声が聞こえてきます。例えば、医療的ケアが必要な子どもや車椅子の子どもについての送迎が非常に大変という声が聞こえてきますが、その辺りはどうなっていますか。

○子ども未来創造局長： 先ほど申し上げましたように、バスについては多くの学校が希望しているバスをとれている状態ですが、所謂リフト付きのバスがやはり非常に不足しておりまして、今は一般のバスのみが手配されている状況でございます。その関係で医療的ケアが必要な子どもにつきましては、バスに乗ることが非常に難しい状態になっております。現在、学校からは「介護タクシーやゆずるタクシー等の調整を今進めているところです。」というふうに伺っております。

○委員（稲田滋君）： ぜひともそのような調整をしていただきたいと思います。ただ、ゆずるタクシーや介護タクシーは非常に費用が高いですね。万博まで往復すると費用がかかると思います。一般のバスに乗る子どものバス代も非常に高騰しているということで、費用としてはどのようになりますか。

○子ども未来創造局長： ご指摘のとおり、報道もされていますように、バスが足りないということもあり、やはり通常よりは高い金額が示されております。大体1人当たり5000円前後かかるのではないかとというふうに試算をしているところでございます。

○委員（稲田滋君）： 5000円前後というのは、今のところは全て個人負担ということですか。

○子ども未来創造局長： 今現在、入場料につきましては、大阪府から無料で提供されるということになっておりますが、往復の交通費につきましては、現時点では保護者負担ということで検討しております。

○委員（稲田滋君）： 大阪府が負担する入場料が1人1000円ぐらいで、個人負担の交通費が5000円ですよね。それは保護者のかたもなかなか大変だと思いますが、せっかく大阪で万博があります。私も小学校6年生のとき、大阪万博に行きましたが、未だに覚えているほど衝撃的でした。今となっては当たり前のものも当時はなかったもので、より衝撃的でした。内容が大きく変わりますので、今回の万博と前回の1970年の万博を比べることはできないとは思いますが、それでもせっかく大阪で万博があるため、ぜひ全学校に参加してほしいと思います。ただ全ての交通費が保護者負担というのは、少し負担が大きいので、予算を取り扱う場でなんとか調整していただきたいと思います。市長に対しても教育委員会から、交通費への支援、そして介護タクシーやゆずる

タクシー等への支援をぜひともお伝えいただきたいです。

○教育長（藤迫稔君）： 「行くか、行かないか」の最終的な判断は、学校に委ねられていますが、教育委員会の姿勢としては、貴重な体験の場であり、さらに大阪で開催されるということですので、私はぜひとも学校で行ってほしいと思っています。子どもたちのなかには、やはり家庭の事情で、子どもたちを万博に連れて行ってあげられないというご家庭も少なからずあるかと思います。そのような意味では、学校行事でみんなと一緒にいくということには、意味があるかと思っています。ただ一方で、お金の話ですが、はじめの想定では、既存の学校行事の内の一つを取りやめて、特別に万博に参加するということを想定していました。しかし学校側としては、例年、各学年が行っている学校行事は、やはり大切に、意味があるものであり、なかなかやめられないということです。そのため、ほとんどの学校では、例年行っている校外学習に加えて、万博に行くことになっています。そうしますと、物価高に伴うバス代高騰という背景を除きましても、例年の負担以上にプラスの負担になりますので、財政当局に対し、予算要求するために「これぐらいの補助を教育委員会が行えば、保護者はどれぐらいお金が必要です」というものを試算しております。その試算を現在、事務的にまとめつつありますので、まとめ次第、しっかり市長にお伝えしたいと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、委員のみなさん、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第12、報告第72号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第72号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案7件、報告3件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： これをもちまして、令和6年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時2分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）